

会 議 録

会議の名称	第9回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成15年10月27日(月) 午後 1時30分
開催場所	東由利町総合開発センター「有鄰館」
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	無
<p>1. 開 会 2. 会長挨拶 3. 会議録署名委員の指名について 4. 議題 (報告事項) 報告第21号 新市名称の第1次選定結果について 報告第22号 新市まちづくり計画(素案)の変更について (協議事項) 協議第28号 財産及び債務の取り扱いについて 協議第29号 障害者福祉事業の取り扱いについて 協議第30号 環境対策事業の取り扱いについて 協議第31号 商工・観光事業の取り扱いについて 協議第32号 社会教育事業の取り扱い(その1)について 協議第33号 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて 5. その他 6. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(41名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侔	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	木 内 忠 一	"	木 内 忠 一
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"	鈴 木 澄 夫	"	須 田 妙 子
		"	今 野 義 親	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	高 橋 和 子

4号委員

委 員 石 山 修

幹 事 (16名)

幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一
副幹事長	小 松 久 男	幹 事	土 田 隆 男
幹 事	佐 藤 徳 弥	幹 事	早 川 修 一
"	佐々木 登	幹 事	莊 司 和 夫
"	伊 藤 正 弘	幹 事	藤 原 秀 一
"	小笠原 察 雄	幹 事	小 松 慶 悦
"	三 浦 昭 夫	幹 事	加 賀 秀 喜
"	村 上 隆 司	幹 事	佐 藤 善 昭

事 務 局

局 長	佐々木 均	調整第1 班長	佐 藤 俊 一	齋 藤 一 昭
副局長	村 上 健 司	調整第2 班長	佐 藤 一 喜	佐 藤 和 広
次 長	熊 谷 正	調整第3 班長	遠 藤 晃	伊 藤 康
次 長	渡 部 進	計画班長	伊 藤 篤	
		総務班長	三 浦 清 久	

午後1時30分 開 会

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、これより第9回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

次第の2、会長あいさつ。

○柳田会長

それでは、開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、第9回目の協議会となりましたが、東由利町のここ、「有鄰館」を会場に開催いたします。ここに、東由利町長さんをはじめ役場の職員の皆様、そしてまた会場づくり大変御苦労された皆さんに心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今回の協議会では新市の名前、第一次選定結果の発表もございますし、協議案件としても財産及び債務の取り扱いなど協議内容も多岐にわたっておりますが、円滑なる協議会推進を目指して、新しいまちづくりにご尽力を賜りたいと存じますので、委員各位からよろしくご協力くださいますようお願いしまして、簡単ですが開会のあいさつといたします。

○事務局

それでは、これより協議に入らせていただきます。

会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっておりますので、会長、よろしく申し上げます。

○柳田会長

それでは、これより協議に入らせていただきますが、今日の会議、一応4時半までというめどで行いたいと思います。

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

本日の出席委員は41名であります。出席委員は定数に達しております。

本協議会に説明のため、幹事の出席を求めています。

次第3、会議録署名委員を指名いたしたいと思います。会議録署名委員は、会議運営規程第8条第2項の規定により、本荘市の工藤兼雄委員、矢島町の鈴木清委員を指名いたします。

次に、4の議題に入ります。

報告第21号「新市名称の募集の第一次選定結果について」であります。ただいま事務局より資料を委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ち下さい。

【資料配付】

○柳田会長

全員に配付されましたでしょうか。

それでは、事務局より報告いたします。

○事務局

それでは、報告第21号「新市名称の第一次選定結果について」報告いたします。

資料の1ページでございます。新市名称の第一次選定結果についてであります。前回の協議会で新市名称の募集結果、5,367件の応募、そして1,087種類の新市の名称の応募があったということをご報告させてもらっております。この結果に基づきまして、第一次選定として協議会委員の皆様から新市の名称としてふさわしい作品2点を選定していただきまして、去る10月23日

午後5時から本荘由利広域行政センター特別室におきまして、各市町の幹事の立ち会いの下、開票を行いました。

内容としましては、2作品を投票された方が33名、1作品のみを投票された方が7名、白票で投票された方が1名と、合計41名、協議会委員全員の皆様から投票をしていただきました。

投票結果につきましては、有効数73点、無効が白票のみでございますが9点というような結果でございます。

有効数を整理いたしましたものが、ただいま皆様にお配りしたとおりでございます。今、皆様にご覧いただいております21種類の名称が第一次選定として選定されております。

ちょっと別紙の方をご覧になっていただきたいと思っておりますけれども、一覧表ナンバーというものは前回皆様にリストをお渡ししましたが、そのナンバーです。それから、この表は50音順に整理されております。ナンバー1からナンバー21までということで、名称については読み方もありますので、朗読は省略させていただきたいと思っております。

以上であります。

○柳田会長

ただいま事務局より報告がありました。この件につきましては、当初の日程のとおり次回の協議会で第二次選定を行います。次回の協議会では、本日示されました21種類の名前から協議会の席上で10種類に絞ることとしております。

その協議方法につきましては、どのようにしたら、委員各位の意見が反映された中での円滑な議事進行が可能なものか、ご意見、アイデアがございましたらお聞かせ願いたいと思っております。

どうぞ皆さん、この名称を見て様々なこともおありと思っておりますので、何かご意見ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○尾留川 正委員(由利町)

この前の選定方法の中で、二次選定については各委員が投票で決めた方がいいんじゃないかという案が出ています。私はその方法が一番いいと思うんです。ここで、この21種類の名称をここで、これがいい、あれがいいと言っても、おそらく統一見解はできないと思うんです。だから、投票によってその中の多い順から10を選ぶと、そういうようなこの前の提案でありましたので、その方法がスムーズにいくと思うんですけれども。私の意見です。

○柳田会長

ただいまの尾留川さんの意見は、投票により多い方からということで、スムーズにいくというご意見でありました。

ほかにございませんか。これは、次回のために今考えてほしいということで。

はい、どうぞ。

○小松敏博委員(大内町)

大内町の小松であります。

次回には10点に絞ると、そのためのどういう意見があるかということでありますけれども、大體合併について、これは一、二を付けがたいと思っております。

従って、それほど慎重にやらなければならないことだと考えております。人気投票のように、ただ投票してと、これは一つの方法であります。市長、町長、あるいは幹事会、そういうところでこの問題をじっくり深めながら、そして10点だとするならば10点はそういう方々で選んで提案していただければというように感じるわけです。

というのは、何と言いますか、合併が成就しない、そういうような問題を抱えるものとして名称、新しい市の名称なり、あるいは役所の位置なり、あるいは対象になる議会の任期、そういうものが一番大きくて、話し合いはしたけれども合併に至らないというような失敗例がたくさんあるわけですので、そういうものの一つに新しい市の名称というものがひっかかってきておりますので、そこら辺を慎重にやるためには、やはり幹事会でじっくりもんでいただきたいなというように、そして選ばれた後には協議会でそれなりの方法があるんじゃないかなと感じております。意見でございます。

○柳田会長

ただいまの小松さんのご意見は、町長、幹事会で10点を選んで、それを協議会で諮ると、そういう意見です。

ほかにございませんか。

これは、次回に様々な意見がでることを想定して、いま意見をいただいているわけです。そのほかございませんか。

○加藤副会長(岩城町)

今、小松さんからの話し、確認ですけれども、小松さんの提案というのは、市町長と幹事を選んだ方がいいんじゃないかと。つまり小委員会をつかって、構成メンバーが幹事と町長というご提案でしょうか。

私の意見ですが、やはり、住民を代表する議会の長も含め、小委員会をつくとすれば市町長、議長がメンバーになるべきだと。

小委員会をつくとすればですね。そういうように思いますが。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

この新市の名称を公募する。その公募の方法、そしてその中からどのような絞り込みをやっていくかということについては、確認済みだと思います。各応募の中から、各委員が2つまで選んで、事前に投票をする。その結果、21種類の名称がまず選ばれたわけでありまして。その次の段階で、10に絞る。これは、この協議会で絞るというような原案を確認されているのではないのでしょうか。事務局、どうなんですか、

新しい、例えば首長会、あるいは幹事会にお任せすると。こういうような取り決めであったんですか。どちらなんですか。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

ただいま阿部議長さんがおっしゃったとおりでございます。先ほど会長の話にもありましたように、21種類の中からこの協議会の席上で10種類を絞るということになっております。

ただ、協議の方法としてどのようにしたらいいのかと。この場で話し合うのということですので、先ほど小委員会を設けるというようなご提案がございましたけれども、この席で、41名の皆さん方で10種類にしぼることで、それは前に確認済みであります。

絞るのに何か円滑な議事進行に可能な方法がありましたら、ご意見、アイデアをいただきたいということでございますので、小委員会とかという結論にはならないものでございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

あくまでも、この場で委員 41 名で絞り込むことであります。

先ほどおっしゃいましたように、最後は投票になるんですが、一人一人意見を言っていて時間的にどうなのかなということも踏まえたことでお話したものでございます。基本的にはこの場での絞り込みということで、確認済みでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○柳田会長

ほかにございませんか。はい。

○小松敏博委員(大内町)

諮り方が悪いとか違うとかということは、私はないと思います。この協議会の席上で、応募の中からそれぞれ委員の方が2つ以内投票すると。その中から、その次の段階で 10 点に絞ると、こういように決定済みでありますから、その次の段階をどうするかというのは、私は冒頭に由利町の委員さんが述べられましたように、投票でやるというのも一つの案だと思います。私はそれでもよろしいと思います。

○柳田会長

先ほどの話しに出ましたように、この新市の名前を決めるにあたっては悶着があつて協議会が休んでいるところもあるようでありますので、どうぞ、意見を出してください。

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

これは7回の協議会の新市名称選定方法というのが、協議第8号の中にあります。この中に、11月に第二次選定を決定するようになっていくわけです。ですから、仮にですよ、投票すると、そういう方法になるとすれば、この場で投票の決定しないと、この11月に間に合わないということになります。

そして、この中にですよ、困難な場合は事務局で言われたように、困難な場合は投票で絞ると、そういうようになっていきますので、やはりそういう方法でいくのが一番手っ取り早い方法でないかなと思うんです。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○齊藤栄一委員(西目町)

新市の名称選定方法の段階で、案の1と2がここに出されました。この協議会では、案の2を選んだわけでありまして。この中で、第二次選定で 10 作品にするということ、その次に、第一次選定の次に1カ月程度の検討期間を設けるということでありまして、これは各委員、投票によると、委員の投票により 10 作品を選定する、投票は各委員1作品を投票し、投票数の多い順に 10 作品を選定するということになっておりますから、そんなに苦労するわけではないんじゃないでしょうか。

○柳田会長

そのほか、ご意見を出して下さい。

なければ、暫時休憩します。

午後 1時53分 休 憩

午後 1時56分 再 開

○柳田会長

会議を再開します。

先ほど貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。また、前に意見をいただいておりますが、これからのこともありますので、次回には投票によってということでもありますから、今回は投票で10作品を選ぶことで皆さんのご確認をいただきたいと思いますが、いかがですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

そのように確認させていただきます。

実は、今日、意見を申し上げたいという方もいらしたようでしたので、皆さんを思っただけの議事進行でございますので、ご理解下さい。

今、副会長の方から意見がございましたが、その場で投票かの確認ですが…。事務局。

○事務局

ただいま、その場での投票かというご質問ございましたが、この前確認しましたように次回11月の協議会においては、この場で一票ずつ投票箱を準備しまして、投票していただき、その場で開票したいと思いますので、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

はい。どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。

その案の2つ目、もちろん協議によるという、まず前段に協議によって決められると思いますけれども、協議会で10作品を選定する。なお、協議による選定が困難な場合は、1カ月程度の検討期間を設けるんですから、この次の1カ月後だと思いますが、その第一次選定で選定された中から協議会で10作品を選定すると。持ち帰って皆さんで考えて、協議の中で10作品が出てくれば、それで良しと。ただ、協議による選定が困難な場合は委員の投票により10作品を選定することなので、集まってすぐ投票ということでは、この文言からするとそうではないように思います。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

もう一度確認させていただきます。前回お配りしましたように、第二次選定は1カ月程度の検討期間を設け、この1カ月程度の検討期間というのは、今日からということです。そのために10月の協議会で一次選定の結果を発表しております。

そして、第二次選定は1カ月程度の検討期間ということで、11月に第1次選定で出されました21の作品の中から10作品を選定するというごさいます。

それで、先ほどの確認の中で、10作品を選定することは、委員の皆さん方いろいろご意見等それぞれ出てきますと、かなりの時間になるでしょうと。それが必要かどうかということを確認したかったということごさいます。

それで、選定が困難な場合、一発で皆さんがこれからここまでと簡単に決まればいいわけですが、決まらない場合は、投票によって各委員1作品を投票することですので、先ほどの確認の中で由利町の委員さんおっしゃったように、1回で1人ずつ意見を言っても、なかなかそれぞれの思いがあるでしょうし、それぞれの名前に対する考えもあるでしょうから、まず最初に投票しまして10作品を決めましょうと。そして最終選考に10作品の中からもっていきましょうと。最終選考はそうしますと12月になりますというのが、この前お配りしました案だったわけごさいます。それで、いかがでしょうかと。ここにありますように、21から10に絞る時に一人ずつ意見を聞いていきましょうか、それともすぐに投票しましょうかということ今日確認したいなということだったわけごさいますので、そこら辺、ご協議いただきたいということごさいます。

以上です。

○柳田会長
いいですか。

○村上 亨委員(由利町)

ですから、協議会で10作品を選定すること、皆さんにそれを、おそらく困難と判断してすぐ投票にするということで皆さん確認したとすれば、それで結構だと思います。

○柳田会長

そうすると、この次に皆さん方の投票によって10作品を選ぶということご確認をいただきました。

次に、報告第22号「新市まちづくり計画(素案)の変更について」であります、前回の協議会において、この計画は承認されておりますが、その際、青少年健全育成の項目を追加するようとの要望が出されておまして、文言等については幹事会に一任することとなっておりますので、変更部分について事務局より報告を願います。

○事務局

報告第22号「新市まちづくり計画(素案)の変更について」をご説明申し上げます。資料のナンバー2をご覧いただきたいと思ひます。

今、会長からもお話しありましたように、9月の合併協議会におきまして素案の中に青少年の健全育成に関する記載がないというご指摘がありましたので、これを追加いたしました。

資料の27ページをご覧いただきたいと思ひます。第4章、新市まちづくりの基本方針の中の(5)豊かな心と文化を育むまちの箱の中の2行目に、青少年の健全育成を追加し、その下の文章の網掛けの部分「次代を担う青少年の健全育成には関係機関や団体と連携を図りながら、青少年の自主活動やボランティア活動の支援を促進するとともに、青少年を取り巻く環境の浄化を図るため、有害図書規制など非行防止対策を地域が一体となって取り組みます」という文章を追加いたしております。

なお、次30ページの体系図につきましても、基本方針の5、豊かな心と文化を育むまちの基本施策の中に追加をいたしております。

また、第5章、新市まちづくりの基本施策についても、63ページに(2)青少年の健全育成の項目を設けて、文章を追加いたしております。

また、65 ページの主要事業にもそれぞれ追加いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思
います。

以上です。

○柳田会長

この件につきましては報告のとおりであります。

承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議ないようですので、報告どおり承認します。

続きまして、協議事項に入ります。

協議第 28 号の「財産及び債務の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

3ページをお開き下さい。

協議第 28 号 財産及び債務の取扱いについて、ご説明をいたします。

新設合併が行われた場合には、関係するすべての市町村の法人格が消滅いたしますので、そ
れぞれの市町村が保有する財産、債務について、どのように取り扱うかを決めておかなければな
りません。地方自治法では、市町村合併に伴う財産の処分については、関係市町村が協議して
これを定めるという規定がございますので、協議項目として提出し、協議をお願いするものでござ
います。

調整内容を申し上げます。

(1)各市町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。これは、
合併後の新市の一体性の観点から、合併前に持っていた財産、債務は新たな市にすべて引き継
ぐという調整方針でございます。

(2)本荘市の石脇財産区、子吉財産区、小友財産区、石沢財産区、北内越財産区及び松ヶ崎
財産区については、現行のとおり、新市の石脇財産区、子吉財産区、小友財産区、石沢財産
区、北内越財産区及び松ヶ崎財産区として存続するものとする、でございます。

財産区についてであります。既に設置をされている財産区については、独立の法人格を持つ
特別地方公共団体として位置づけられております。市町村の配置分合の結果、財産区の区域が
2つ以上の市町村の区域にまたがるというようになった場合を除き、従来から存在する財産区
は、合併によって地方自治法第7条による合併時の財産処分の協議対象とならず、そのまま新
市においても存続いたしますので、新市の財産区として存続するという表現になってございま
す。

5ページから8ページが市・町の資料でございます。1市7町とも9月の定例議会におきまして、
14年度の各会計の決算について審議をされておりますが、財産に関する調書等についても議会
に提出されてございます。ここにお示した資料は、その調書に基づき作成をいたしております。
5ページ、6ページには公有財産の土地、建物、有価証券等、7ページ、8ページには物品、債
権、基金、債務、公営企業会計の財産を記載してございます。

なお、表の上段に「以下の資料は平成 14 年度決算時の各市町の状況であり、この数値どおり
に新市に引き継がれるものではありません」と記載しておりますが、これについては各市町とも現
在、15年度の予算が執行され事業を行っております。また、合併の目標年次は 17 年3月までで
ありますので、16年度の予算も編成されるわけでございます。従いまして、財産、債務等に関す
る数値は、当然のことながら変わっていくものでございますので、このままの数値で新市に引き継

がれるものではございません。あくまで合併時点での数値により引き継がれるものでございますので、ご理解をお願いします。

9ページでございます。本荘市に存在する6つの財産区の状況を記載してございます。本荘市以外の7町には現在、財産区は存在いたしておりません。数値についてであります。市・町の資料と同様でございます。14年度決算数値でありますので、これも変動するものでございます。

説明は以上でございます。

○柳田会長

事務局から説明ありましたが、これについてご質問、ご意見ありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。

今、説明では平成14年度の決算時の各町の状況であるとわかりました。これ確定するのは結局、平成17の9月にそれぞれの16年の決算を抜かれた支出が入れるのか。あるいは15年度の決算が入るのか。私は16年度の決算の上で、この数字が変わるものと思えますけれども。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

その数値が決まりますのは、16年度において、それぞれの市・町が消滅した時点での数値となりますので、最終的にはそれぞれの市・町の16年度決算となりますが、それはそれぞれの市・町が消滅した時点での数値となります。

○柳田会長

ということで、よろしいですか。

○成田正雄委員(大内町)

わかりました。

○柳田会長

ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

財産区のことでお伺いしたいんですけれども、今、財産区は本荘市しかないということでありますし、私も鳥海町では統一条件というものがあるんですけれども、二、三の町はそういうものもあるようでありますが、この本荘市の財産区の場合は、財産区のことを処分した場合に、あるいは市に何割か入るといふ、そういうもの、決まっているものはあるんでしょうか。そこをお伺いしたいと思えます。

○柳田会長

これは幹事長から説明してください。

○鷹照幹事長

この件に関しましては、幹事会の方でお答え申し上げます。

財産区は、財産区で運営されておりまして、財産区で例えば、山を伐採しまして収入を得た場合には、財産区として使用するとこういうことございまして、市の方に入ってくるケースはございません。

ただし、市に入ってくるのは、財産区地域の何らかの事業を起こしまして、それに対して財産区がお金を出すというようなケースでは市の方に入ってくる場合がございます。

以上でございます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

わかりました。

それで、もしこれがあくまでも財産区そのものと、こういうことありますので、この際ですね、いずれ行政と関係がないというのであれば、もし地方自治法の方で許されるとするならばはずしてもいいのではと思うんですが、地方自治の方私見ていないので、おわかりの方ちょっとご説明願いたいと思います。

○柳田会長

はい、事務局。

○鷹照幹事長

この件に関しましても、財産区は合併協議の一つの対象になっておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

対象となっているということですが、これが地方自治法の何条に書かれておられるのか、どういう意味になっているかわからないので、もし見ていたとすればお知らせ願いたいと、こういうことであります。

○柳田会長

地方自治法の何条にどう書いているか、今調べていますので、少々お待ち下さい。

○事務局

委員の皆様方の合併協議会の運営の手引き、この 130 ページにございますが、財産の取り扱いというのは先ほどお話ししたとおりであります。

それで、また旧来の財産区有財産の取り扱いについても協議する必要があるということで決まっております、もしこれを協議しないままになりますと、財産区が浮いてしまうわけです。特別地方公共団体である財産区が、新市に引き継ぐこともできず、そのまま浮いてしまいますので協議の必要があるということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○小松敏博委員(大内町)

大内町の小松ですが、ひとつお尋ねしたいと思います。

大体、この表の中には、ようするに基金に属するもの、そしてまた起債に属するものとうあるわけですけれども、平成 17 年の3月をもって合併するとなれば、それぞれ各町に、町の金ですから、町や市の金ですから自由に使っていいわけですけれども、裸でまさかこれ合併もできないので、どこら辺に基準をおきながら、例えば人口なり予算規模なり、いろんな形の中での基本的なものを決めておかないという、ゼロからスタートするというようなことにもなりますので、そこら辺についてはどのような話をしておったのか、分科会なり幹事会なりの話を聞きたいと思います。

○柳田会長

はい、幹事の方からお答えします。

○鷹照幹事長

ただいまのご質問でございますけれども、財政調整基金や減債基金など、必要な最小限必要なものを標準財政規模の数値に従いまして、それぞれ各町で合併時まで準備して合併するという打ち合わせをいたしてございます。

○柳田会長

いいでしょうか。はい、どうぞ。

○小松敏博委員(大内町)

そうなってきたり前だと思えます。

そこで、私どもも法定協に入る前、ずっと各町内会を何日間にわたって住民の方々に説明をしながら合併協に入っているのか、あるいは入ってはうまくないのか、そこら辺をずっと何回も座談会をやってまわってきている中で、合併してしまうとなかなか細かいところまで目が届かなくなるんじゃないかと。だから合併までの間にいろいろやってもらいたいこともあるので、この際やってもらうというような意見もあったわけですよ。しかし、我々はできるだけ金はやはり必要な時に使うものだというような姿勢を崩しておらなかったで、いくらかの金を、貯金をもちながら本日に至っておりますが、大体の基準が決まってくると、それは使ってもよろしいという形になろうかと思うんですが、そこら辺についてはどのようなようでしょうか。

○柳田会長

幹事会でおそらく論議したと思えますので、どうぞ。

○鷹照幹事長

おっしゃるとおりでございます、合併してからの基金の造成につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

その他の基金につきましては、整理できるものはすべて整理するというところでございます。

それから、特定の目的をもった基金もございまして、これらについては、新しい市にさらにまた、その目的をもって引き継いでいくとか、現在その点につきましては協議中でございますが、整理できるものは整理するという話し合いをいたしております。

以上でございます。

○柳田会長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございますけれども、先ほどの財産区の関連でご質問申し上げたいと思っておりますけれども、この公有財産の一覧表を見ますと一目瞭然、本荘市の方は山林関係は財産区の方にどンドンまわっているという状況にあります。これは各町ともみんなそうでございますけれども、いわゆる造林事業の昭和30年代、40年代と一生懸命頑張って財産を築き上げてきたわけでございます。また、いろいろと財産区もありましたけれども、同一条件ということでみな村有、町有の形でもってきた、それが今回、合併だから全部引き継ぐと。何か本荘市と各7町とこのことにつきましては、特に山林というものも含めて、ある意味では不公平だなという感じもいたします。

そういうことで、私はこのことにつきましては、鳥海町の場合も3,000町歩の造林を目標にせずと頑張った時代もありました。これをひとつ今まで財産区がある時代は、その地域の、学校の既成樹木が悪くなったりしますと、そこからいただいてやったこともあるわけでございます。

新市になりまして、そういう細かいところまですべて予算で賄えないことも考えられますし、あるいはまた、それぞれの地域で、先人が頑張ったことを後世に伝える、そのためにはできれば、この新市において立木を将来処分された場合に、旧町ごとに何割か還元すると。従来の分収契約なるものはそのまま継続されると思っておりますけれども、そういう形をとるとすることも検討すべきじゃないだろうか。

従って、私はこのことについても、もっと皆さんからも真剣な議論をしていただいて、次回まで協議を継続していただきたいと思うわけでございます。いかがでしょうか。

○柳田会長

各町での町有林は、税金をもって様々維持管理をされています。

本荘市の場合も市有林というものがございまして、税金をもって維持管理をしています。その部分は同じです。今度、財産区というのは、その財産区でこれまで財産区自体で維持管理など様々やってきた経緯になっています。

その辺が少し違うところだと思いますが鷹照幹事長の方から、その辺のことをもう少し詳しく説明をさせます。

○鷹照幹事長

本荘市の財産区の例をとりますと、29年の合併の時に入会権者といいますが、地方自治法に基づいた権利をもっているところを財産区としたと私は伺っておりまして、そういうところに残さざるを得なかった、全部引き継ぐのが、その当時は吸収合併でございましたので引き継ぐのが例でございますけれども、どうしてもそういう関係で残さなければいけなかったということで、財産区をやむを得なく設置したものと伺っております。

そして、その財産区の運営につきましては、当初から財産区の費用をもって、収入をもって間伐なり除伐をした場合、財産区の収入となり、いわゆる完全に独立した会計処理をいたしてきております。

そういう面では一般会計とは、切り離れた形の財産運営という形になっております。

今回、そういう面では長年の経緯から、財産区は財産区で残していかざるを得ないと判断いたしておりますし、一般会計、普通会計にかかわる財産につきましては、いろいろな面で、各町の財産形成については、違いがあると思っておりますけれども、それを乗り越えて新市に引き継いで経理をしながら、費用をかけながら財産を形成していきましようという話し合いをもちまして財産をすべて引き継ぐことで、幹事会の方では話し合いをいたしたところでございます。

以上でございます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

私がお伺いしているのは、財産区云々の問題よりも、そしてまた先ほど今野委員から質問ありましたように、市に特別な税金も何も入ってこないということでございますが、そうなりますと、いわゆるたまたま財産区をもっているから、その既得権、それでいいんだと。あとほかにもっていないんだから全部新市に提供するんだということになりますと、本荘市対7町のバランスが何となく私は不都合だと、不均衡だと考えるわけでございます。

従って、財産区はもちろん6つの財産区がこのあと自主運営されるでしょうし、いろいろとそこからまたあがったいろんな収入はその地域にまた還元されるだろうと思うんです。従って、私は財産区に見合うだけのという意味だけじゃなくして、協議会で協議して決めますと言っていますから、この財産のこの後の扱いについてはですね、そうすると、いや、もう30年、40年、50年になって、もう手入れしなくてもいい立木がたくさんあるわけでございますので、そういうものを特定してもいいわけですから、その地域で立木が処分された場合は、その地域の、先代がいろいろ頑張ったのが、ここの地域に特別戻ってきたんだという形で言い伝えられるような、そういう方策をみんな協議したらいかがでしょうかと、こういうことでございます。

○柳田会長

はい、意見としてそういうことなんです、これは本荘市だけのことでありませんので。

それでは、由利町の町長さん。

○阿部副会長(由利町)

由利町の阿部でございますが、松田さんのおっしゃること、今野議長さんのおっしゃること、全くそういう思いが私どももございます。

ただ、あえてお言葉を返すようでございますけれども、各市・町ともそれなりの山林、あるいは原野、いわゆる林野を持っておりまして、昭和30年代の半ばから造林をやってまいりました。もうおっしゃるように手をかけなくてもよい、まもなく伐採をして販売できる、そういう状態になってきているのも確かに私どもにもあります。おそらくこれは1市7町全部あるんだと思いますけれども、全くその思いが、今まで手をかけてせっかく売れるのになという時期になって合併、ずっと持っていられるというのは忍び難いわけですが、ちょっとこれ大変失礼な話になるのかも知れませんが、いわゆる補助事業でやった部分もいっぱいあるわけですが、大方はいわゆる公営企業債を使ってやっているんですよ。つまりお金にもなるけれども、普通会計、あるいは特別会計のことはあるかもしれませんが、そういう形で負債としても残っているんだということを考えると、私どもの町でもそういう議論がございました。

そういうようにしていただければ、それにこしたことはないわけですが、この際、現状ですと仮に伐採して販売したにしても、1,000円とか1,500円とかというんでは、うちの方でも処分しようと思いましたがけれども金にならない、そういう状態なのでこれやむを得ないところだろうという結果になったと言いますか、そういう状況であるということだけ話させていただきたいと思っております。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

由利町の町長さんの言うこともわかります。ある意味では、この際、みんな仲良く出した方がいいんじゃないかと思うところだとしても、たまたま本荘市の財産区の既得権があるものですから、このことについて引っかかるわけでございます。そういうことで、私は今確かに森林関係あまり芳しくありません。しかし、これから10年、20年経ちますと、必ずや木は良くなるし、値段も回復するだろうということになれば、その時、やはり後世に、もうそれ造林事業に日々頑張った人がいるわけですから、その方々がいるうちに販売されるという可能性も十分あるわけですから、みんなで協議しますと、例えば100万円で売れたら20万でも30万でもその地域に還元して、これは先代が頑張った分だから皆さんで相談して使って下さいという形のものがないものかなと、それをじっくり協議できないかなと、こういうことであります。

○柳田会長

ほかにありませんか。はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

ただいま、いろいろお考えをお聞かせをいただきました。ご説明もいただきました。この新市の石脇財産区及び松ヶ崎財産区まで、これは幹事の代表から完全な独立体制のもとで運営をされておるんだとご説明がありました。そういたしますと、財産区運営のための事務所、あるいは事務所の中で日常の事務をやる職員、その他もろもろの経営上必要な経費がかかると思います。こういうものも含めて、財産区が財産処分をされた時には、行政とは関係なくすべて自分たちの収入として使用できると、こういうような行政との完全に分離された経営体制であるんですか。

○柳田会長

はい、幹事長から説明してください。

○鷹照幹事長

おっしゃるとおりでございます。人に関しましては財産区の歴史を申し上げますと、私が知っている限りでは、最初は、人間もすべて財産区の会計で取り扱っておりましたけれども、地方自治法の改正によりまして、県の方から指導がございました。

人に関しましては包括的団体である市で処理すべきという指導を受けて、やむを得なく市の方に職員を異動させております。その他事務室につきましては、これも最初部屋代といいますか、そういうものをいただいておりますけれども、後ほどからはそういう人の関係と同じく地方自治法の改正と県の指導によって市でそれは提供しなさいと、包括的団体の取り扱いについて指導されまして、現在は、人と事務については市の職員が行っております。

以上でございます。

○柳田会長

はい。

○阿部一雄委員(岩城町)

県の指導のもとで好ましくないということで、財産区の職員は市の方で引き継いだ、こういうことですか。そういたしますと、本来、財産区がやるべき人件費を県の指摘を受けたので市役所の職員として採用されたと、こう解釈してもよろしいですか。行政と全く関係のない形ではありますけれども、財産区専従の職員が役所の中におるといふことになりませんか。

○柳田会長

はい、幹事長。

○鷹照幹事長

財産区の管理者は、ご存じのことと思いますけれども、地方自治法によりまして包括団体の長が管理者になっておりまして、ご質問の職員につきましては専任の、本荘市の財産区の場合は2人おります。

以上でございます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

最後の部分よく聞き取れませんでした。市役所の中に財産区専従の職員がおるといことなんでしょうか。

○鷹照幹事長

専従と申しますか、管財課の中に財産区係として配属いたしております。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

先ほどの説明のように、完全な独立体制である、財産区の財産を処分した時には、市に歳入となるものはない、財産区独自の収入だと、そういう説明でありましたが、内容は管財課の中に財産区の事務を実際その役目を果たされている職員がおるといことなんではないでしょうか。そういうことを含めて考えますと、鳥海町の委員さんのように、こういう資産を持ち込む、そういう時に将来処分されましたら、その旧町、旧市、その中の事業に少なくとも還元されるものがあるのもよろしいのではないかとというのは、私は理解できるような気がするわけでありまして。そして、鳥海町の委員さんは継続だと、こういう意見も述べられました。私は今日、このまま議決をすとか何とかでなくて、もしそういういろいろな財産区の中と行政の関係、あるいはこういう資産を持ち込む過程の中で、もっと詰めるものがあるとすれば詰めてもよろしいような考えになりました。必ずしも今日、全部このとおりで原案どおり決める、そこまできなくても、もう少し話し合いやるところがあってもよいのではないかなと考えます。

○柳田会長

本荘市の委員の皆さん、いかがですか。

はい、どうぞ。

○齊藤好三委員(本荘市)

本荘市の齊藤でございます。私から今皆さんのお話を聞いて、この財産区というもの、皆さんもご存じのとおり、財産区というのは私の知っている範囲で昭和の合併、昭和29年、これは特例として残すということで、財産区、これは本市の中で財産区のないところもあるわけです。ですけども、それは皆さんご存じのとおり、その財産区が自分たちのものに使っていると、それは例えば石脇なら石脇財産区、それは一般会計に入りますけれども、石脇財産区でそういう公共の施設とか、そういうものに使われているんです。小友もそうなんです。例えば、保育所のバスとか買う場合は、一応一般会計に入りますけれども、出すところはみんなその地区に還元しているわけです。そういう意味で、財産区は、これ私勉強不足ですけども、今でも新しくつくればつくれる

んでないですか。ところが、いろんな維持費、管理費、この独立会計できたということ、いろんな事務の面もありましょうが、そういう中において、自分たちで自分たちの財産を管理してきて、私は財産区の議員でもございませんし、それを乗り越えていくと越権行為ですけれども、私が住んでいるところは小友というところです。このままでは木が不落になったりして全然できなかったんです。ところが、それでもみんな出て管理してきたんです。ですから、皆さんも言うことは、おそらくこれから合併になった場合、本荘市でも財産区のないところもあるんだけれども、今合併した場合は、大きく考えれば、マクロ的に考えますと、今財産区をもってないところはどうかと、そういうことだとある意味では似てると思うんですが、そういう中において、今度それを処分するとか何かという場合、その後の管理とか何か、今管理はしなくてもいいけれども、植えた後の財産区は自分たちで管理していくわけです。しかし、それはここにこうこうということではなくて、おそらくその時、いろんな中で、議員とかいろんな中で、そういう考え、思いはそこに取れた木はそこに使うと、それもやはりその地区のひとつの財産になるわけです。その地区の財産でなくて、全体としては公共の財産といいますか、みんなのものだという観点の中から私はいきますと、これはこれで認められることもできるし、そういう皆さんが管理したことのそういう思いも、またきつと伝わると、そういうことでないかと。答えにはならないけれども、そういう形の中で私たちは財産区というものをみております。また、ある意味では本来はこれ、合併の時に財産区をなくしてやれればよかったけれども、なかなかその財産管理した経緯からあるので、この問題の中でやってきたものの、そういうことの中から財産区というものは私は残していくべきだと、こういうふうに思っております。皆さんの考えも十分わかります。一生懸命やってきたということ、本荘市にもそれは市としては当然今まで管理してきた山もございませぬ。みんな同じことあると思っておりますけれども、私はそういう考え方をもってございませぬ。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

私は、財産区があるからいけないとかどうか、そんなことを言っているのではありません。今、新市に持ち込むいろいろな資産の中で、例えば山林ですとか、そういうことをいろいろ委員からお話ししましたので申し上げたのでありまして、本荘市では財産区があっても完全独立体制だというこういう説明がありました。内容を聞いてみますと、事務は管財課でやっているだと、本当はそういうことなんだとこういうお答えであります。それがいけないとかどうかということではないんです。仕方なくて、やらざるを得ないものであれば仕方ないと思います。しかしながら、7町の中で持ち込む、そういう資産の中で、将来地元が財源として是非とも市の財政の中で還元できる、そういうものであれば還元していただきたいということは私は理解できるなど、先ほど述べたとおりなんです。本荘市の財産区がどうこうというつもりは毛頭ございませぬ。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○阿部副会長(東由利町)

私ら、この原案を出す前に会長、副会長会で話し合いました。同じようなことを私も松田委員が聞かれたこと、今野さん聞かれたこと、同じことを私も聞いた経過があります。まずは、財産区というのはそれぞれの町村にかつてあったわけでありまして、私らも合併、昭和30年、その合併する時に、玉米村の方では財産区を設定して財産を持ち込んだという経過があります。二、三年前にこれ解散をしていただいた経過もあります。

解散するには解散するなりのいろいろな手続きがありますので、今の時点で本荘市にあるものをみんな解散していいのかどうかも含めて、手続きも大変かかるわけであります。それはそれで、市有地でありますから、当然財産区が管理するわけでありますけれども、担当の職員が市の財産区でありますから管理するのは当たり前の話ですが、それはそれとして、財産区についてはそのようなわけです。

今、合併するにあたって、片方にはそういう財産区というものがある。また東由利町も造林地は550町歩、県の官行造林もかなりあるわけでありますので、そういうものも持っている我々、また大内町さんもそうでしょうけれども、由利町さんもそうで、それぞれの町はそういう形で今ある山も持っているわけです。

その時に、合併した時に由利町さんは公有債で借金で財産造成をした経過があるんでないかという言い方をしております。もちろん私らも大部分そうでありますけれども、でも、明治時代に地元の方々が植えて学校林がそのまま、財産区になって今町有地になっているというようなところもかなりあるわけではあります。

正直なところ、素直なところ、合併した時にそういう財産を切る時に、今切らないです、もちろん今安いわけであります。

木を切るというのはかなり前の話でしょう。その時に、我々の先祖先輩がつくりあげた財産を切られて、例えば今、岩城町さんが隣りにいますから言いますけれども、岩城町さんに使われるんでないかなという不安はなくなった方がよくないかなという思いが松田委員も同じような思いで、私にもあるわけです。ですから、借金とか財産ということは別にして、そういう思いを合併した後も、切った時は多くは東由利に使うにいいんだよなということを私は町民の皆さんに言いたいということを目指したわけであります。

それは、条例に記載という話になれば、それはまた別の話でありますので、ギリギリですよ、合併協議会でそういう議論をしてできたら、自分たちのつくった財産はそこで主たる、何に使うかは別にして、主たる収入があった場合には、主たる目的はその町で使ってもいいなという議事録に残してもらいたいと私は申し上げているところでございます。

そのあたりが大体、法とか条例とかということにはできないんだそうでありますので、ならば財産区をつくれればいいわけですよ、つくらないでも、なおかつそういう思いを後輩たちにずっと伝えていくためには、どこか議事録に残してと私は申し上げているところであります。

同じような思いを前にも言った経緯がありますので、ご紹介申し上げたいと思います。そのあたりどうですか。財産区もできない、つまり条例もできないというようになれば、そういう議事録に残すというようなことで何か方法があるような気がしますが、どうでしょうか。

○柳田会長

鳥海町さんの意見、それから岩城町の阿部議長さんの意見、それに対して東由利町の町長さんの副会長の意見ですね。阿部議長さんには、財産区を否定するものでないよということですね。そうした今、東由利町の阿部町長さんが大変、うまい例なのか、ちょっと気にかかるのかわかりませんが、やはり大方の町では、私のところでは山の木がこんなに大きくなって、せっかく大きくなったものを、新市になって他の地域に使われるんでないかという意識が生じる。これはごもつともな話です。ただ、新市になった場合に、そういうこだわりもあるでしょう。しかし、例えば税収の多いところもあるだろうし、少ないところもある。合併とは多いところも少ないところも、公平になろうということですから、今の山の件は、東由利町の町長さんの気持ちもよくわかるし、山はたくさんあるけれども別の面で不足していることもあるでしょう。山だけ見ればそういう意見も出るのですが、その辺を皆さん方が、歩み寄るべきだという意味にもとれます。

今、申し上げましたが様々な意見がありますし、鳥海町さんの方からはもう少し協議し、今日決めなくてもという話もありますので、幹事会の方で検討し、1項目入れたものを、次回協議会に再提出するということができればいいかなと思います。

○今野義親委員(鳥海町)

財産区については何も本荘市だけではないですよ。鳥海町も昭和 30 年の合併の時に、山村がみんな財産区もっておりました。だが、やはり合併だといろんな問題が起きて、統一条件というものであるんですが、今、合併するんですから財産がいたましいとかそういうものでなくて、この協議をずっと見ていますと、いや、本荘市だけは別だよと、財産区は財産区なんだよと、こういうようになっちゃうと、ほかの人は何だおかしいじゃないかとなるんですよ。ですから、まず本荘市さんがですね、財産区と一度お話し合いをしていただきたいと思います。何らかの歩み寄りをしていただければ、それなりに納得するだろうし、どうしてもこれはこれだけということであれば、やはり旧町単位で一度財産を処分した時には、その旧町に還元するという何かしらないと、これはよその町もあまり素直にうんと言わないではないだろうかということをまずお話ししておきます。

○柳田会長

次回も…、はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

今の議長さんの言葉は、いわゆる次回に継続でもっていくと、こういうように解釈しましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○柳田会長

はい、それで、幹事会で今日のことを協議して、次回に出したいということです。

○松田 訓委員(鳥海町)

また、ここで協議をすると、こういうことですね。

○柳田会長

そうです。幹事会の方ですね。

○松田 訓委員(鳥海町)

いずれ普通財産である山林、土地は全部収支にいくわけですがけれども、私言っているのは立木の、しかも今成長している段階になっているもの、そういうものをやはり地域に先代の頑張りだということで何か褒美が出されないのかなと、こういうことなんですね。そのためには何パーセント、何十パーセント、いろいろあると思いますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○柳田会長

継続審議ということで、皆様のご確認をしていただいたことにして次に進みます。
3時まで休憩いたします。10 分間休憩します。

午後 2時50分 休 憩

.....
午後 3時00分 再 開

○柳田会長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど、28 号については継続ということにしましたので、次に協議第 29 号の「障害者福祉事業の取扱いについて」、事務局から説明をいたします。

○事務局

それでは、本日の資料の 10 ページをご覧ください。

協議第 29 号「障害者福祉事業の取扱いについて」、説明いたします。

障害者福祉につきましては、障害者基本法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法などの法律に基づきまして実施されている事業でございます。その代表的なものにつきましては、ご確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

(1)国が定める制度については、障害者福祉等に関する法律及び施行細則、その他要項に準拠しながらサービスの充実に努める。

(2)国・県補助事業については、実施要綱を統一して実施する。

(3)在宅障害者共同作業所通所費助成については、要綱を統一して実施する。

(4)移送費助成事業については、要綱を統一して実施する、となっております。

なお、資料の方は、12 ページから 15 ページまでございますが、最初に 12 ページ・13 ページをご覧ください。上段の方に、国の定める制度でございます支援費制度及び特別障害者手当等の内容を掲載してございます。国の定める制度については、各種障害者福祉に関する法律及び施行細則、その他要綱等に準拠しながらサービスの充実に努めるというような内容になってございます。

同じページの下の方には、国・県補助事業であります障害者社会参加促進事業、また、14 ページと 15 ページの方の上段の方には、重度身体障害者訪問入浴サービス事業などが掲載してございます。

これらの国・県の定める補助事業につきましては、新市においては、住民の要望に即した事業を選択し、実施要綱を統一して実施するという調整内容となっております。

また、障害者共同作業所補助事業につきましては、合併後は新市全域が県の補助対象になりますことから、新市として補助実施する調整内容となっております。

14 ページ・15 ページの中段にあります在宅障害者共同作業所通所費助成につきましては、新市において要綱を統一して実施するというような調整内容となっております。

なお、一番下にございます移送費助成につきましても、障害者の自立と社会参加を支援し、新市において要綱を統一して実施するというような調整内容となっております。

以上でございます。

○柳田会長

事務局の説明について、何かご質問ございませんか。ご意見ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、協議第 29 号「障害者福祉事業の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、協議第 30 号の「環境対策事業の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、本日の資料の 16 ページをご覧ください。

協議第 30 号 環境対策事業の取扱いについて、説明いたします。

これは、公害防止、し尿処理、火葬場の内容について、ご確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

(1)法令に基づき、公害調査を新市において現行のとおり実施する。

(2)現行の公害防止に関する協定については、新市に引き継ぎ、新市において協定を結ぶ。

(3)し尿処理については、現行のとおり、本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施するよう調整を図る。

(4)火葬場については、現在の施設を新市に引き継ぐものとする。使用料は、本荘市の例により統合する、
となっております。

なお、資料につきましては、18 ページから 21 ページに掲載してございます。

18 ページ・19 ページには、公害調査、公害防止協定、し尿処理の現況を記載してございます。

公害調査につきましては、環境基本法、ダイオキシン対策特別措置法等の法令に基づきまして、現在、各市・町で水質検査等を実施してございます。新市におきましても法令等に基づき、公害調査を現行のとおり実施するという調整内容になってございます。

公害防止に関する協定につきましては、現在、本荘市・岩城町・由利町で締結してございます。現行の公害防止に関する協定については、新市に引き継ぎ、新市において協定を結ぶ調整内容となっております。

し尿処理につきましては、現在、本荘由利広域市町村圏組合1市 10 町の共同処理事務として実施されておりますが、合併後も現行のとおり広域処理を行うよう調整する内容となっております。

最後に、20 ページ・21 ページの方に火葬場の現況を記載してございます。現在、岩城町と大内町が本荘市にあります水林斎場を利用しており、西目町は仁賀保町にあります青松苑を利用してございます。その他の市・町は、各市・町の火葬場を使用している現況にございます。

調整内容といたしましては、現在の施設を新市に引き継ぎ、使用料は本荘市の例により統合する内容となっております。

新市の市民になった場合は、無料になる内容になってございます。

なお、減免規定につきましては、由利町・鳥海町の例によりまして、新市以外の施設に入所した新市の出身者で、新市内の火葬場を利用した場合は無料となるという内容になる調整内容になってございます。

以上でございます。

○柳田会長

これにつきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。矢島町さん、ありませんか。はい、それでは由利町さん、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上でございます。

火葬場の関係で、皆さん行っていただければすぐおわかりいただけると思いますが、西目町さんが仁賀保町さん、金浦町さんとの協定を締結して、仁賀保町の施設を使っているということですが、新しい市、7町まとまった場合、やはりそれがいつまでも続く、向こうの3町さんがどう動くかちょっとわかりませんけれども、いつまでもそういった形をとるということは、あまり好ましいことではないかなと思いますが、その点について何か話し合いがあったかと思いますが、お伺いしたいと思います。

○柳田会長

はい、幹事の方から、何かその話があったかどうか。もしよろしければ西目町長さん、その辺のことお話いただければと思います。

はい、どうぞ。

○三浦副会長(西目町)

仁賀保、それから金浦、西目、3町で斎場をやっておりますが、最初のスタートから一緒でありまして、今いろいろ合併の問題、そして仁賀保3町でいろいろ話もしたようでありますが、まず今は当分、これをこのまま続けるということになっております。

○柳田会長

西目の助役さんから、負担金のことなどお願いします。

○三浦幹事

ちょっと私から補足させていただきます。

現在、まだ起債が残っております。その返済期限が切れるまでということが一応存続の目標ということになると思います。まだまだ現にそういう関係の負担金は残っておりますが、その金額については資料がありませんから控えさせていただきますと思います。

○柳田会長

いいでしょうか。

○村上 亨委員(由利町)

起債のその最終残存の年限は何年なんですか。

○三浦幹事

ちょっとそこまでわかりませんから、あとでお知らせしたいと思います。

○柳田会長

東由利町さんは何かございませんか。

まだご発言のなさらない町にお伺いするんですが…。

はい、本荘市の東海林さん。

○東海林京子委員(本荘市)

時間がないのですけれども、ちょっとお話をさせていただきます。

私この環境とか公害というと、すぐ頭に浮かぶのが地球温暖化とか、酸性雨とか、排ガスとか、ダイオキシンというのが浮かぶんですよ。それで、きれいでおいしい空気の中で生活したい、いつまでしたいというのは私の願いなんです。今日も大変良い空気を八塩で吸わせていただきまして幸せでした。ところが今は苦しくて、今あえいでおります。それで、この現行の法令に基づいてっというところには、何か車、今の車社会のことについては何ていうか触れていないような気がするんです。それで、まず今この車社会ですので、排気ガスを撒き散らしているというのは、この辺はあれですけれども、でも必要に応じてそれをきちっと自分で、何ていうか少しでもやっていくということではできると思うんです。例えばスイッチを切ると、エンジンを切るというようなことはできます。それで、今、私、これから話したいのは、大型店とかそれに準じた駐車場、こんなところに、例えば大きな看板をおいて、必要でないときにはスイッチを切りましょうと、エンジンを切りましょうというような看板をあちこちにつけた場合、そういうような一人一人に呼びかけて意識化することができるのでないかなと思うんです。それで、かなりの排ガスを防げるのでないかなということで、ただ、私方個人でそれをあれしてもちょっとうまくいかない、それが行政の指導があったとき、大型店なんかもそういうような設置なんかしてくるのでないか、できるのでないかな、思っております。それで、もしこれが可能なのであれば、新市になったときに、職員が大型店に行政の指導として、

こういう看板をつけて下さいと言えるような、そういうようなものがあればいいもんだなと思っております。ありがとうございました。

○柳田会長

意見として大変重要なことで、おそらく大型店の近隣では、大型店に来た車の為に、一般の住宅地は排気ガスで大変だ、その近辺の人は窒息しそうな感じさえするという。ですから新市においては、そういう事が起こらないように考えて欲しいということのようです。ですから、環境を守るという意味では大事なことで、皆さん方もご理解されることだろうと思います。

この点について、事務局、また幹事会で、受け止めてというご意見として頂戴します。

これについて、ほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ほかにないようでありますので、協議第 30 号「環境対策事業の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、協議第 31 号の「商工・観光事業の取扱いについて」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは 22 ページをお開き願いたいと思います。

協議第 31 号「商工・観光事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

調整内容を朗読いたします。

(1) 中小企業に対する融資については、合併時に統一するよう調整する。

(2) 観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3) 各種の観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする、という内容でございます。

24 ページ・25 ページに、中小企業に対する各市・町の事業資金融資等の内容を記載しております。上段の、中小企業または商工業振興資金であります。各市・町で実施しております。この事業は、中小企業者または商工業者が事業資金を必要としたときに、融資の斡旋を図り、中小企業者及び商工業者の経営の安定及び振興発展に資することを目的とし、各市・町で条例に規定し、実施している事業であります。

この制度は、各市・町と金融機関と保証協会の3つの団体で制度が成り立っております。各市・町は、これまで保証協会に預託金を出し、保証協会がその預託金を金融機関に預けていたわけですが、平成 14 年度からのペイオフの関係で保証協会が預託金を受けることができなくなり、現在はほとんどの市・町が金融機関に直接預託している状況であります。貸出利率は、本荘市が直接預託をしておらないため 2.4%となっており、他町は 2.2%となっております。このような相違も含め、各市・町で保証限度額や利子補給率にも差異があります。

次の、下段の経営活性化支援特別資金であります。これは県の事業であります特別資金融資を受けた中小企業者に対して、各市・町で保証料を補助する内容のものであります。岩城町、西目町以外の各市・町で補助の実績があります。

これら中小企業資金融資等については、急激な経済変動による受注の減少や売上高の減少により、経営に支障を生じている中小企業者及び商工業者の経営安定のための支援策として重要な事業と考えられます。合併前までの融資については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後の融資からは統一した内容で実施することとし、調整方針は、これら融資については合併時に統一するよう調整するとしております。

次に、26 ページ・27 ページの観光施設であります。

各市・町で特色を活かした様々な観光施設が数多くありますが、ここにはその中の主な観光施設を記載しております。これらの施設は、合併後も積極的に有効活用しながら観光振興を図っていきたいということで、現行のとおり新市に引き継ぐという調整内容であります。

次の観光イベントであります。これも観光施設と同様に、すべてのイベントを記載しているわけではありません。主なイベントのみを記載しておりますので、ご理解いただきたいと思います。各市・町で様々なイベントが行われております。また、主催団体についても市・町・観光協会、それから実行委員会など多用であります。

これら観光イベントは、各市・町の歴史的な背景により実施されているものもあり、簡単に廃止や統合の調整をするのは困難であるということから、現行のとおり新市に引き継ぐという調整内容であります。また、現行のとおり開催される各種イベントの誘客を、その地区にとどまらず新市全体の農林漁業や商工業などの地域産業に波及するような内容になるよう方策を検討するということを加えて、具体的な調整方針としております。

それから、項目ではここではあがっておりませんが、観光協会の組織について、関連がありますので、現在までの摺り合わせの内容について説明します。

観光協会の組織については、西目町以外の各市・町にあります。分科会、専門部会では、合併時までには一本化できるように調整に努めるという摺り合わせになっております。但し、各市・町により活動内容、または会員の会費など差異があるとともに、組織として行政と別組織であることから、なかなか一本化は難しいとも話し合われております。

また、協会の法人化の話も出ましたが、具体的な内容には至っておりません。

いずれ、できる限り一本化に向けた調整が必要であるとのことから、合併前に各市・町の観光協会の事務局で具体的な組織体制のあり方を協議し、調整していくということで話し合われております。

説明は以上であります。

○柳田会長

説明が終わりました。ご意見、ご質問いただきます。

これから新市になってからの観光事業というのは、大変重要になってくると思います。今、定住人口を増やすことが大変難しいなかでは、交流人口の増加を盛んにすれば地域がより一層発展すると思います。このような観点から、観光というものを大きくとらえていきたいと考えますが、皆さん方からも様々なご意見をいただきたいと思います。

皆さん、ほかに何かございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

なければ、協議第 31 号「商工・観光事業の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、協議第 32 号の「社会教育事業の取扱い(その一)について」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、今日の資料の 28 ページをご覧ください。

協議第 32 号「社会教育事業の取扱い(その一)について」説明いたします。

これは、社会教育の分野の中から、スポーツ活動に関する内容について確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

(1)スポーツ関係団体については、それぞれの事情を尊重しながら、統合できるように調整に努め、スポーツ活動の振興を図る。

(2)体育指導委員については、新市において設置する。

(3)各種スポーツ大会及びスポーツ教室、講習会等については、現行を基本として新市において調整を図る、となっております。

なお、資料につきましては30ページから33ページまで掲載してございますが、最初に30ページ・31ページをご覧ください。そこには、各市・町のスポーツ少年団、体育協会、体育指導委員にかかわる内容を掲載してございます。

スポーツ少年団については、各市・町のスポーツ少年団本部は合併時に統合し、単位団組織については、現行のまま新市に引き継いで、新市において必要な調整を図るという内容になってございます。

スポーツ少年団の単位団につきましては、各市・町の小学校区を単位として結成されているところが多く、基本的には新市に引き継ぎますが、少子化等により調整が必要となった場合は、新市において調整を図る内容となっております。

体育協会につきましては任意の団体であります。地域のスポーツ振興では重要な部分を担ってもらっております。新市におきましては、それぞれの事情を尊重しながら、合併時に統合できるように調整に努め、スポーツ活動の振興を図るという調整内容となっております。

なお、構成団体となります単位協会の中には、本荘市・由利郡の組織をつくっているところもあることから、単位の協会の統合も進むものと考えてございます。

体育指導委員につきましては、スポーツ振興法に基づきまして、各市・町で設置されております。体育指導委員は、各市・町のスポーツレクリエーション活動では、住民に身近な委員として地域スポーツに果たす役割が大きいことから、今回の確認項目に挙げさせていただきました。体育指導委員は、新市において設置するという調整内容となっております。

次に、32ページ・33ページには、各市・町の各種スポーツ大会、各種スポーツ教室、講習会等について主なものの現況を記載してございます。

市・町主催の各種スポーツ大会については、現行の単位での開催を基本として、新市において調整を図るという内容になってございます。また、各種団体主催の大会もございまして、各種団体主催の大会につきましては、新市において関係団体と調整を図るという内容になってございます。

また、各種スポーツ教室、講習会等につきましても、各地域の特性等を活かしながら発展してきた経緯を踏まえまして、現行を基本として新市において必要な調整を図るというような調整内容になってございます。

以上でございます。

○柳田会長

説明が終わりました。何かご質問ございませんか。はい、どうぞ。まだ4時半まで時間あります。

○村上 亨委員(由利町)

体育指導委員につきましては、体育指導委員はその他の特別職ということで、以前に、第6回のときに特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の抜粋ということで出ておりました、そのときに新市において引き続き設置する必要のあるものは新市において新たに設置する、報酬の額については云々というようなことで書いてございますが、ここで特別そのほかの委員の場合も、するとこういう関連する場合、一つ一つここに非常勤の、要するに特別職の職員としてこのような形で出てくるような形になるのか、そのところ確認したいと思います。

○柳田会長

事務局、説明してください。

○事務局

説明の中でも申し上げましたが、体育指導委員の内容につきましては、各市・町の現況が前回の場合載ってなかったということもありまして、体育指導委員が地域に根ざした、地域に密着した委員であるということもありまして、あえてこちらの方で、先ほども申し上げましたが1市7町の現況を掲載いたしまして、新たに設置するというような内容で挙げさせてもらった内容でございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柳田会長

いいですか。

○村上 亨委員(由利町)

と言ひますのは、そのほかの特別職に關しては、特別このような、特別な理由がない限りはあげることはないということですか。

○柳田会長

はいどうぞ、事務局。

○事務局

ただいまも申し上げましたように、住民に對しまして直接關係ある委員につきましては、できるだけ載せたいと。ただ、法的に初めから決まっている、例えば教育委員のように人数まで決まっているものもあります。

住民に直接關係のある、先ほど言ひましたように体育指導委員のように直接關係あるものについては、できるだけあげたいと。もちろん前に挙げましたのは、例としまして報酬ということで挙げておりますので、あそこで出たのが全部協議にあがる、またはあそこに出たからあがらないというものではございませんが、住民に密接している部分についてあげていきたいというスタンスでいきたいと思ひますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○柳田会長

いいですか。はい、どうぞ、由利町さん。

○尾留川正委員(由利町)

この中に体育指導委員については新市において設置するというようになっているんですけれども、この中に委員報酬があるんです。これで、高いのは6万円から安いので1万7,000円なんていうように差があります。この調整はどのようになるんですか。

○柳田会長

はいどうぞ、事務局。

○事務局

委員報酬につきましては、ここには現況であげております。

それで、この後の摺り合わせ事項になってまいります。もちろん非常勤特別職ということで、ほかとの兼ね合いもありますので、一緒に調整を図っていかなければならない項目になろうと思ひます。

○柳田会長

他にどなたか。はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

協議の32号は、「社会教育事業の取扱い、その1」となっていますけれども、その2というものはどういう予定がされているのか。例えば19年の秋田国体、それぞれ関係する市・町があるわけでございますけれども、このことについては、その2に出てくるのかなということでございますが、いかがでしょうか。

○柳田会長

事務局。

○事務局

お答えいたしたいと思います。

その2の方で考えている現在の内容では、社会教育の生涯学習関係にかかわるものということで、生涯学習奨励員の内容とか、図書館にかかわるもの、その内容を出したいと考えてございます。現在調整中です。

それから、国体にかかわります内容は、現在、各市・町で現況を出し合いながら、事務 分科会、専門部会の段階で現在調整中でございます。

以上でございます。

○柳田会長

いいですか。はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

そのことわかりました。その1とありますから、その次のその2がちょっと気にかかるので、どういう内容が出てくるのかなということでございます。もちろん国体のことにつきましては、今確認することができました。よろしく願います。その1があればその2が出てくると、その2は何を内容に考えているのかなということでございます。

○柳田会長

今の説明でよかったですね。

○事務局

もう一度繰り返します。

その2の方では、生涯学習関係の内容で、生涯学習奨励員等をやりますので、よろしく願いたいと思います。よろしいですか。

○松田 訓委員(鳥海町)

はい、ありがとうございます。

○柳田会長

そのほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、ないようでありますので、協議第 32 号「社会教育事業の取扱い(その一)について」は、確認をいただいたものと決定いたします。

それでは、協議第 33 号の「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」、事務局より説明をいたします。

○事務局

34 ページでございます。

協議第 33 号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」、ご説明いたします。

新設合併が行われた場合には、関係するすべての市・町の法人格が消滅いたしますので、それぞれの任期にかかわらず、原則として当該議会議員は失職することになり、新たに選挙をすることになります。

しかしながら、議会議員の身分に関する取扱いについては、市町村合併という特殊な事情を勘案すると、すぐには原則どおりの定数により難しい場合がございます。

そこで、市町村の合併の特例に関する法律では、自主的な合併を促進するため、激変緩和的な措置として、合併後の市町村議会議員の定数や在任期間にかかわる特例措置を定めておりますが、その適用については、合併関係市町村で協議をする必要がございます。

また、新市の議員定数についても、地方自治法の規定により、市町村の配置分合をしようとする場合には、関係市町村の協議により、あらかじめ議会の議員の定数を定めなければならないとされており、協議をお願いするものでございます。

初めに 38 ページをお開きください。

合併特例法の新設合併の場合の定数特例、在任特例の概要を記載してございます。1は、合併特例法第6条第1項により定数特例でございまして、設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加できるとされております。

2は、合併特例法第7条第1項第1号により在任特例でございまして、旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員として在任できるとされております。

今回提出いたしました調整内容は、合併特例法第7条第1項第1号の規定により在任特例を適用するというものでございます。

34 ページの方にお戻りをいただきたいと思っております。

調整内容を申し上げます。

(1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 17 年 10 月 31 日まで、引き続き新市の議会議員として在任する。

(2) 新市の議会議員の定数は 30 人とする、という内容でございまして。

合併関係市町であります1市7町の住民の意見を合併後の新市の行政に的確に反映させ、新市まちづくり計画の実施を基礎とした各種施策を適切に実行していくことが一体感のあるまちづくりを円滑に進めていく上で重要な役割を持ちます。また、新市スタート時には、新市長は不在となり、選挙されるまでの期間は、議員の立場で行政に参画する必要性などを考慮しますと、合併協議に携わった議員が一定期間引き続き在任することが望ましいとのことから、在任特例を適用するものでございます。

また、合併協議で執行された1市7町の 16 年度会計決算について、現議員に審議をしていただくことが、新市の均衡ある振興整備につながるものと判断し、在任特例期間を平成 17 年 10 月 31 日までとしたものでございます。

定数については、新市が広大な行政区域であることから、地方自治法第91条で定められている区分、人口5万人以上 10 万人未満の市の上限定数であります 30 人とするものでございます。

選挙区についてであります。選挙区を設ける場合には、方針を明示する必要があります。新市においては、新市全域の一体化の観点から、1つの区域において選挙を行うという方針でありますので、調整内容に選挙区に関する記載はございません。

36 ページ・37 ページが1市7町の現在の議員定数と任期満了日でございます。37 ページの下段に記載しておりますが、現在の議員定数の合計は 134 人でございます。合併の目標年次である平成 17 年3月までに議員定数が改正になる町がございまして、平成 17 年3月時点での議員定数の合計は 132 人となるものでございます。

39 ページからは、ただいま説明の中で引用しました法令等の条文を抜粋して記載をいたしております。以上でございます。

○柳田会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

はいどうぞ、大内町の成田さん。

○成田正雄委員(大内町)

協議でございますので、今日お話の上、決定するものだと思いますけれども、私は再協議に付していただきたいと思っております。

まず、その理由でありますけれども、私も議長会の中でもいろいろな在任特例の中でも3つばかりに分かれております。また、これを決定する前に、ひとつ私の理由というか、私がまずここに存在しているということ自体が、議会を代表する議長として私は指名されたものと思っております。そういう意味で、私は一般市民、あるいは町民の皆さんからの意見、希望等も聞いております。大方は、即解散という声もありますし、いろんな発言がありますけれども、まず先ほど、財産のことについてもありましたように、即合併と同時に解散するのは誠に現職議員として責任を放棄することにもなりかねないと思っております。

もう一つは、この会が発足して間もなくでありました。鳥海町の高橋さんから、現行のまま継続するんですけども、今、現有の消防団員を、定数を削減されることは非常に地域にとってマイナスになるという言葉がありました。そういうことを踏まえる。また、私は最近、9月の新聞を毎日見ておりましたら、本荘市の決算、いわゆる一般会計の歳出決算で 181 億円の歳出を可決しております。私どもの町は 59 億 5,000 万円の歳出決算をいたしております。歳入と比較して、いずれもみな黒字決算でございますが、実質支払ったものが歳出決算だろうと思っております。そういう意味から、7町が一番少ない決算額では確か 37 億円の西目町さんか由利町さんかと思っております。7町の合計が 334 億円です。人口4万5千数百人の本荘市と4万 6,400 人ですか、大体フィフティ・フィフティ、49.275%かな、それぐらいの差しかないんです。お互いに 50%を 0.2%ぐらい、いったりきたりしており、まったく半々。その人口の比率の割合に本荘市の決算額が少ないと思っております。あれ、私たちと同じような人口を抱えながら、そんなに 181 億円で 240 億円ぐらいいくのかなと思っておったんですが、そういうものでありました。これはとりもなおさず人口密度の高い都市、都市であろうほど、いわゆる財政的な効率が高いということが言えると思っております。

一方しからば、それではそれぞれの町が十分な福祉、あるいは教育、そしてライフライン関係など考えてみますと、由利町さんのように下水道事業なんかは、もう 100%工事が完了しているわけであります。供用というか、加入者はちょっとわかりませんが、うちの方も 60%近い施行率というか工事が完了しております。中には、まだまだ低いところもございまして、いわゆるその町村によって、非常に膨大な今後の経費のかかる町や市であろうと思っておりますし、もうあとは私たちの方ではかからないよという事業もであろうと思っております。そういうことは考えながら、やはりまずもって平成 16 年の決算は私たち自身が認定すべきであろうかと思っております。その上に今まで申し上げましたものを精査しながら、真に新しい市の予算を組むとなれば、実際は平成 17 年から始まる

新しい市だと思いますけれども、そのときはおそらく今の現状のままの継続された予算が新市の予算になるかと思います。そういう意味からしても、この1市7町全域を把握しながら、あるいは精査しながら、実際新しい市の予算を組めるのは平成18年度からの予算になろうかと思います。私はそういう観点から、18年度予算を組む責任もあろうかと思いますが、特例法でいう、ただ「あめとむち」というような考えではなく、でき得れば、やはり18年度の予算編成までの間、私たち議員の任期を継続させていただきたいと思います。

以上であります。ということで、これをもう一度継続にさせていただきたいと思います。

○柳田会長

はいどうぞ、矢島町の茂木さん。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島の茂木です。まったく反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

半年だったり、1年だったり、在任特例を使って、今後、新市においてスムーズに新市の方に移行していこうという考え方は、その部分は同じなんですけれども、はたして半年や1年で、その在任特例を使って、本当にこの合併のためになるだろうかというふうに思います。立場が違えば、当然いろんな考えがあると思いますけれども、すいませんけど私の考えを言わせていただきます。私はできましたならば、定数特例の方を使って2倍以内で選挙をして、そしてスタートをしていただきたいなということと、それからもう一つ、34ページには30人を定数とするしか書いておりませんけれども、小選挙区制にして、そして人口割の議員定数じゃなくて、このページの一番最後に書かれていますけれども、40ページの人口比例しない議員の定数ということも定めることができるというふうなことがございますので、今たまたま大内さんの方から予算のことも話あったんですけれども、やはり私はこの広い地域の中では、人口比例だけの定数では、最初の間は多少のその地域ごとの定数も勘案してもいいのではないかという、まったく反対の意見を述べさせていただきます。今日はたまたまこれに原案が出て、幹事会なり、あるいは市町長会、議長会でいろいろお話し合いがあったと思いますけれども、ここまでの間までの話し合いも少しは聞かせていただければありがたいですけれども、よろしく願います。

○柳田会長

ここに至るまでの経緯のことですので、幹事会の方から説明願えませんか。

○鷹照幹事長

どの程度までお話し申し上げますとお許しいただけるのかわかりませんが、幹事会といたしましては、案をつくるまでにはいろんな事情と申しますか、そういうものをお聞きいたしましたことは事実でございます。それらを勘案いたしまして、幹事会といたしましては、最良の案をつくりあげたと思っておりますので、その辺のところをご理解、お願いできればと思います。

以上でございます。

○茂木好文委員(矢島町)

わかりました。いろいろあるというように伺ってはおります。

もう一つお聞きしたいのは、各市町村の議会ではいろんな案をもみながら議長会にきて、そして幹事会でこの原案を出しているわけなんですけれども、最終的にここで決定をしながらまた最後議会にもどっていくというような手続きはわかっていますけれども、各議会からあがってきた部分を、この協議会で相当の部分、重要視しなければいけないこの委員会なのかということをやっと聞きたいと思うんですけれども、言ってることわかりますよね。議長会なり、議会の総意をこの委員会では重要視しなければいけないということになっているのかということを知りたいのです。

○鷹照幹事長

そういう規定は一切ございませんけれども、それは皆様がお考えになることだと思っています。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○三浦重夫委員(西目町)

西目町の三浦です。

私は議会選出の方でございませんもんですから、これは新聞によりましたら、地域住民の方々が大変な反響でございました。家に来る人から、電話など様々ありまして、結論を早く言いますと、特例なしのそのままやるべきじゃないかと。やはり、西目町の場合しか私は、ほかの町さんはわかりません。しかし西目町では、住民の方々の意見としては、町長でさえ自ら17年の3月で自分を犠牲にしても1市7町が合併しなければ、これからの住民の方々の幸せはないというようなことで、自分を殺して合併を進めておると。

だからその合併に対しては、やはり1市7町というものは、やはり莫大な面積なものですから、住民としては非常に不安なだけで、町長がそのような意見だとすれば合併に賛成しているのだと。ところが反面、議会の方では、様々な理由をつけながらそれを延ばそうとしている、住民の方々はそのように解釈しています。

そういうようなことであるならば、人によっては大反対運動を起こすということまで私の前で話しております。それはまた一つの現実の問題だというふうに私も解釈しております。その特例をなしで、やっぱりやるべきではないかと私は考えております。以上です。

○柳田会長

はい、ほかにありませんか。

○齊藤栄一委員(西目町)

私からこれまでの経緯を報告したいと思います。

最終決断はこの場であります。これはわかりますね。その前にいろいろと原案があります。その原案が議会にちょっと相談がありまして、議長会、1市7町の議長会を開催いたしております。そのときに、それぞれの市・町の議会に諮ってくださいと。その意向を聞いてくださいということで聞いていただきまして、また1市7町の議長会を開催したと。そしてまた、その情報を踏まえて、もう一度各議会に返してやる。そしてもう一回、1市7町の議長会を開催したということであります。それまで日にちは、ここに書いてありますけれども、細かいことも全部書いております。それをそのまま幹事会に出しました。その内容というのは、一番多かったのが、それぞれ1市7町の一番多かったのが13カ月も含めた1年ということであります。これはもちろん議員の立場ということであります。最も少なかったのは、即ということが1町、あと6カ月というのが2町ありました。何か幹事会から、幹事会を開催したら、即、次の日に魁新聞に出たということで、いろいろ今度はその点について非常に問題がありました。反響ではありません。問題でした。それ、今、どうのこうのというわけではありませんが、それにつきましては今度は市・町長、いわゆる正・副会長と議長会を開催いたしまして、まずフリーに討議したわけであります。その前に、それぞれの議会で一応また、それぞれの議会から議長が意見を徴収してきたわけでありますが、それでもほとんど変わりません。しかし、あのように出たということから、いろんな意見交換をしたわけでありますが、まずは新聞紙上では、議会議員が前の年の予算をつくったから決算の確認をしなければならないということ掲げておりますけれども、私個人の考えとしては、それはそんなに重要視しなくてもいいんで

はないかなというふうに考えております。むしろ、議員の任期というのは、ずっと短くなるんです、どこの町も。長くなるのが大内町さんだけの1カ月です。あと全部何年で短くなります。

それから、今ここにみんなで一生懸命摺り合わせしておりますけれども、はたして17年の3月までに、これがすべて摺り合わせをできて、すぐスタートできるかということが一番問題になるわけでありまして、そうなりますと、やっぱり1人、2人の町の議員、旧市・町の議員よりは、むしろ現有勢力で何とかして平均な、1市7町の平均な発展をさせていかなくてはいけないというその責務から、やはりそれぞれの現有勢力で、平等な立場で、平等な発展をさせていただきたいと、これは新市長が決定した中で、やっぱり1年か2年位は、確実にこうやってあといいんだということなるとそうなるかもしれませんが、最低やっぱり6カ月ぐらひは必要なんじゃないかなというふうな意見が多かったということでもあります。従って、議員の保身だとか何とかということでは、私はそうではないなというふうに感じております。これ、住民はやっぱり無駄だと言うかもしれません。しかし、住民のためを考えればそうではないんだと、私はそう考えておりますし、みんなの意見を集約するとそうだったと。私は仮の代表でありますから、報告させていただきます。

○柳田会長

はい、工藤さん、どうぞ。

○工藤兼雄委員(本荘市)

本荘市の工藤でございます。

ただいま齊藤さんの方からご説明ございました。私はまずもって、私ども今日の原案を見たのは、24日の日の差し替えということで原案を提示されました。それで初めて、新聞とまったく同じ文言で見たわけでございます。それまでは、新聞に出たときには、なぜこのように、私どもに提示される前に新聞に出なきゃならなかったのと、それがまず第一点でございます。そういうこと自体が私は遺憾に思いますし、そのようなことがあるのであれば、この協議会に臨む必要がないんじゃないかという憤りをひとつ感じております。

今、提示されました案件については、私どもも本荘市の議員、あるいはいろんな市民の立場の上から、いろいろ精査をしながら、本荘市の立場というものを幹事会の方に提示したつもりでございます。ですので、今日の案件に対しては、何ら私どもは、私ども意向もございましたけれども、今齊藤さんから言われたようなことを踏まえての提示でございました。そういうわけで、やっぱりこれは、今、速急に今日決めるのではなく、今日これを継続審議として、もう一度各自持ち帰りながら、もう一度審議精査しながらやる必要があるのではないかと私に感じております。

そういう意味で先ほど言われましたように、私どもは個人としては、やはり新しい市をつくるってなったのであるから、新しいまちの議員として臨む一発勝負がいいんでないかという、これはもういろんな考え方もありましようけれども、また議員の立場、あるいは市民の立場からいいますと、いろいろな不評はございます。

新聞に出ると、あのような反響もございます。

私ども後援会等々に話をいたしました。やはりこういうこともしなきゃなんないんだから、こういうふうにして、少し任期を見定める必要も、責任も私どもにもあるんだと。ただ、議員以外の立場から言えば、すぐやった方がいいんじゃないかと、何のためにやるのかというご指摘も受けております。

それで、そのようなことを踏まえながら、もう一度やっぱり持ち帰って、お互いに次回まで精査する必要があるのではないかと考えます。以上です。

○柳田会長

はいどうぞ、由利町さん。

○尾留川正委員(由利町)

私は、矢島の茂木さんに大賛成です。というのは、今 130 何人なんていう議員がおります。市長さえも新しくなるのに、議員が保身のために半年も1年もという議員は私は成り立たないと思います。

それからもう一つは、100 人もの議員を抱えるとすると、1カ月どのぐらいかかると思います。まず仮に 25 万にしても 100 人というと 2,500 万円ですよ。それ、10 カ月というと 2億 5,000 万円の金がかかるとことを考えると、今、金が不足して合併しなきゃならないときに、そんな無駄金を使ってどうかと。さっき茂木さんが言ったように、もし現況の議員の中で地域的にバランスをとってやりたいと、そういう意味であれば、小選挙区を求めて、そして設置して、その各町から何人なら何人と出て、議員を選出して運営にあたった方がいいと思います。決算を見なければ議員が辞められないなんていうのはですよ、前も、改正があるたびにそういうことが罷り通るなんてことはもってのほかだと思います。私は、合併と同時に新しく改選して小選挙区で各地域から選出したものでやると、そういう意見でございます。

○柳田会長

はいどうぞ、西目町さん。

○三浦重夫委員(西目町)

ちょっと提案なんですけれども、ここでせつかく議会選出と議会選出でない方々が委員になっておるわけでございますから、議会に出ない方々から、私は一般住民の方から本当の話が、その方々にいっているのではないかというふうに考えますもんですから、その方々から様々な意見が出るようにお計らいをいただきたいものだと思いますけれども。

○柳田会長

今、西目町の三浦さんから、議会の方々では申し上げにくいことでも一般の方々であれば言いやすいだろうから、との意味でのお話と承りましたが、議会の方々からもまたお話し伺いますけれども、どうぞ一般選出の委員の方々から是非ご意見出して下さい。

はい、どうぞ。

○高橋良一委員(岩城町)

岩城町の高橋であります、ただいま提案がありました。この法定協の半数近い方々の直接の話題になるわけです。アンケート調査、あるいは先ほど西目の方から一般町民の声も、こういうことだというお話が出ました。それやこれやを考えますとですね、すぐれてこの問題は、当事者の認識、意識の問題だと考えますと、私方がうかつに発言をしていいものかどうかとの思いもあります。

これまでのいろいろ審議の経過なり、そういうことを踏まえた議員の皆さん、議長会の皆さん方の審議の経過もあることであらう。そういうことを踏まえてですね、今日提案のような成案になったものだというふうに理解をしておりますので、私はいろいろ議論はあるにしても、本日提案されたことが、まずまず妥当なことなのかなと。ただ、あわせてやっぱり議会に籍を置く皆さん方は、先ほど話題も出ました一般住民に対する、きちんとした説明は義務的に出てくるのではないのでしょうかと考えるわけでありまして。

私の意見は以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○阿部副会長

由利町の阿部と申します。

基本的に、西目の三浦委員さんに、2つ提案ありましたけれども、前段の方の発言に賛成の立場で、そして後段の方の提案には反対の立場といいますか、つまり、議員の皆さん以外の発言を重点的という話ですけれども、議会を代表してという立場もあるでしょうけれども、41分の1という立場で、おおいにこれは発言をしてもらいたい、いただきたい、そして私どもも、あるいは住民の中から選ばれた委員の皆さんも、おおいにこれは発言をしていただきたい。何か住民の中には、由利町の町長はパフォーマンスやってるなどという人もおられるんだそうでございますけれども、基本的に特例法の在任特例を適用しないでやるべきだという立場から三浦さんの意見に賛成をするものでございます。

今、なぜ市町村合併かと。いろいろ少子高齢化だとか、過疎化だとか、住環境が整ったとか言われておりますけれども、財政のことあんまり言われてませんけれども、一番大きな根っこにあるのは財政の問題ではなからうかと思うものでございます。

いわば我々も含めて、地方公共団体の特別職の、これはリストラと言ってよろしかろうと思いません。

先ほど事務局から、市町村合併という特殊事情に鑑みて、激変緩和措置、あるいは住民の意見を的確に反映するため、あるいは事業の円滑な推進のため、それから、50日間市長が不在になる、その間も行政に参画をして云々という説明がございました。一つ一つ、屁理屈と取られても結構でございますが、反論させていただきたいと思えます。

市町村合併という特殊事情は十分わかります。激変緩和措置というのは、どのぐらいであれば激変でないのか、その辺をもしお考えありましたらお聞かせ願いたい。

それから、住民の意見反映ということでございますけれども、これは数が少なれば住民の意見が反映されにくい、そういうことは確かにあるだろうと思えます。じゃあ数が多ければよいのかということになりますと、これはもうはっきり地方自治法にも、議会は置かなくてもいいと、総会制でもいいと、これは現実的に無理ですけれども、そういう規定もあるわけでございます。従って、それはちょっとあたらないのでないかなと。

それから、事業の円滑な推進ができないというお話でございました。これは、新市の建設計画に基づいて、それぞれ新しく市長になられた方が、その計画に基づいて実施をされるということからいうならば、それはちょっとおかしいのでないかなと思えます。

それから、大内町の議長さんから3つほどあったようでございますけれども、責任放棄というのは、どういう意見を指して責任放棄というのかというように思うわけでございますが、16年度の決算を、いわば承認をして退任すべきが妥当だという趣旨の発言だったと思えます。

そして18年度の予算を編成するまでは見ておくべきでないかということでございますが、決算、これは、それはそれなりにわかるわけでございますけれども、これちょっと無理なこじつけかもしれませんけれども、決算が仮に不認定になったにしても、これは地方自治法上、効力のない決算ではないと、きちとした規定がございします。それに加えて、決算というのは町の、あるいは市の監査委員が毎月定期的に監査をして、そのほかに定期監査も行って、定期的にはこれは当然間違いがない、しかも予算の執行状況については、それぞれの議会が常々チェックしておるはずでございますから、あえてその決算を認定するという行為は、そのあとになっても、新しい議員になってもよろしいのでないかなというものでございます。それと、新しい18年度の予算を編成するまで見届けるべきだということになりますと、さっきの論法からいきますと、自分たちの組んだ予算を、それをさらに認定しないで辞職するわけにはいかない。つまりエンドレスになっちゃうと、そういうことが言えるのでないかなと思えます。

従って、私は本法の定めるとおりに、合併と同時に失職をして、新たに設置選挙をするのが妥当なものでないかなと思えます。

○柳田会長

はい、ありがとうございました。ほかにどうぞ。はい、西目町さん。

○鈴木澄夫委員(西目町)

西目町議会の鈴木です。

私どもの議会の議員の方々と一緒になって話したところであれば、定数特例を使って30人体制で初めから進めるべきだという議員は8人おりました。30人で進めるべきだというような方々が8人。14人中8人ですので、その議員の方々というのは、住民を代表して、そして議員になっているわけですから、私はそういうその議員の方々は、住民の心を酌み取っているんだなというようにして解釈しております。

そのようなところから、私はやっぱり住民感情を、住民の心を酌むのであれば、初めっから30人にしてスタートした方がいいと考えておるものでございます。

議員の中には、地域から、小さな町であれば地域から誰もいなくなるんじゃないかというような心配もしております。

そのようなことについては、30人の中で、やはり有効選挙人の登録人口割にしたような感じで、地域から2人とか、小選挙区というような話がありましたけれども、そういうようなことを盛り込んでいる地域の声を30人体制の中で反映できるような仕組みをつくっていったらどうなのかなと考えております。

ちなみに全員その134人が市会議員として7カ月間つくっていうのであれば、その議員歳費というのは大体いくらぐらいになるんですか、これ。市議会の議員報酬というのは、大体40万かそれぐらいになっていると思いますが、そういうことで、山口県その旧徳山というようなことの新聞にも出ておりましたけれども、報酬でそのようなことで問題になっていることもありましたので、これのところをしっかりと教えていただきたいと思っております。

○柳田会長

事務局いいですか、次の質問を受けて。

今のご質問に対して、事務局で調べておりますので、その間、前川さんからのご意見を受けます。

○前川 侅委員(岩城町)

岩城町の前川です。

私は今日は個人的な立場では、今日はものを言えないと、こういうことであります。私どもの議会では、この間、全員協議会を開催しまして、何か皆さんから、あるいは誤解を受けるかもしれないけれども、皆さんの大勢の意見に従いましょうとこういうような議会の意見でありました。

今いろいろ意見を聞いておりますと、特例を使った方がいいという意見、あるいは即失職すべきだと、こういう意見もあります。私は、合併というのは、やっぱり市長も議員も本来であれば即失職、これがたてまえだと思いますけれども、ただ特例があるからこうだというんだけれども、私は特例措置というのは、住民にとってプラスになるのかな、議員のための特例かなと、私はそう思います。

言ってみれば、特例措置というのは、議員に対するあめの部分だと私はそう解釈しております。ここでそうすれば、お前どうなのかっていいますけれども、私はそれは今日は申し上げませんけれども、そういうようなことを考えますと、やっぱり住民がどう思っているのか。例えば特例を使ったとしても、在任特例を使ったとしても、住民が、それでいいと、そうあるべきだということであれば、私は理解できるんだけれども、住民が理解しないで議会だけが一人歩きするような、そういうことはどうかなと思っております。

私言いたいのは、今日はここで結論は出ないと思います。ですからもう一度やっぱり持ち帰って、各町・市が私はもっと議論すべきだと思います。ここには、私は今日は結論は出すべきじゃないし、出ないだろうと、こう思いますので、持ち帰ってもう一度議論をするということではいかがでしょうか。

○柳田会長

はい、ありがとうございます。
どうぞ、はい。

○佐々木正男委員(大内町)

もちろんここでは結果出ないと思いますけれども、私ども町長推薦ということで一般市民の100%の意見を代弁できるか、それわかりませんけれども、今までこれまで私どもが50半ばまで生きてきて、この地方自治、自分の町とか国とか県とかというこの形が、今こういうふうになったのはなぜかってこう考えますと、やはり私どもは議員の皆さんを選び、また、町長さんを選び、また県・国の先生方まで選んでいるわけでございます。このような市町村合併の議論に私ども住民たちが、どうしてこうなったのと、知らない間になったような、そういう感じで思っている人が結構多いんですね。あなた方に任せたんじゃないですかと、何でこんな借金つくってんのと。その代わりに、我々も今は一緒にやった共犯者だと思っていますので、今、由利町の町長さんおっしゃったように、大変なこういう財政難が降り掛かってきて、不況がかかってきて、もうどうしようもなく3分の1にしなきゃいけないと。国がもたないし、地方ももたないと、こういう形の中でどうしてもやらなきゃいけないからというのは、何か私どもから出てきた話じゃなくて、住民の我々が一票を投じたので、負託しましたので、私どもが一番悪いのですが、もう少し前にこういう路線にしてくださいとか、我慢しますからとか、我々の方で言えばよかったんだけど、それは結果論でございますので、今のこの住民の皆さんが、合併しても、とにかくどんなりスクがかかってきて、どれぐらの我々の生活になるのか、はっきりいってわからない状態でおります。こういう認識の厳しさというのが、いわゆる特別職の皆様との温度差というか、今日のお話聞いてみても、でも私どもも小松先輩も成田先輩も敬愛してやまない先輩方でいらっしゃいますし、今まで本当に一生懸命やってきていただきました。でもまあこういう状態になった。我々その住民は、とにかく明日わからない状況の中で、ずっと引きずるんじゃなくて、もう我々もとにかく覚悟しますから、議員の皆さんもひとつ、とんとこれからもう一回仕切り直しでやりましょうやと、新しいまちのためにと、こういうことでね、やっていただきたいなど。少なくとも何といいますか合併バブルみたいな、そしてあとが、あとサーッと最初に膨らんで、あとでしぼんでいくようなね、そういうやっぱり勢いをもっとつけるような形で合併の出発になっていただければと思います。

そういう意味で、私どもの地域懇談会の中でも、私聞いてみました、皆さんに。やはり9割、女性はさすがにやっぱりすぐ辞めてくださいと言えないもんですから、ちょっと悪いんじゃないですかと言っていますが、男の人方は、ほとんど100%近く、すぐお願いしたいと、これが本当の意見だと思えますよ。ただ、私ども今までそうやって議員の皆様にも町の将来、市の将来をお願いしてきましたので、そういう人方が、いや半年どうしてもやらないと、この新しい市は立ち上がらないというのであれば、私もそうかなと思ったけれども、今、事務局さんの説明ですと、全部その私の疑問に阿部町長さんが、由利町の町長さんが今全部答えていただいたような感じで、特例というのは特例がなくてもいいんですけれども、ちょっと障害があるから特例出しましょうというのが特例で、もともと特例はなくてスムーズに行くのが当たり前なんですよね。それを特例があるから使うという発想じゃなくて、そこをひとつ、今日は皆さんの意見も承りましたし、私は私の地域の皆さんの意見をちょっと吐露して、次回にまた皆さんと議論したいと思います。

大変失礼しました。

○柳田会長

4時半に近づいてきましたけれども、鳥海町の高橋さん、いつも質問いただいておりますが、何かありませんか。

○高橋和子委員(鳥海町)

会長さんのご指名ですので、今、私も聞いておまして、自分の意見というものもございます。そして、また議員さん方のご意見もわかります。大変苦しい状態です。ですけれども、今さっき大内町の佐々木委員さんがおっしゃいましたように、再度また協議にあげてもらえれば大変助かります。そしてまた、私たちは帰りまして、11月の何日だっけかな、十何日に鳥海町でも町民の方々に説明会がございます。そういうところでも、またお話が出てくると思います。そういうお話を酌み取って自分で消化をしながら、ここでまたお話をしたいと思います。

以上です。

○柳田会長

はい、ありがとうございます。

それから、東由利町さんは、いかがですか。はい、どうぞ。

○遠藤忠平委員(東由利町)

一言もしゃべらないと会長さんが機嫌悪いので、申し上げたいと思います。

今までの委員さん方からのご発言でわかりますように、この問題については大変難しい問題で、この合併の原点からいけば、即失職して新しい体制で臨めというのが、これが基本だ訳であります。しかしその特例、あるから特例使えという、それも問題だという、それもそのとおりだと思うんです。ただ、私どもは先ほど西目町の会長さんが申されましたように、各議会でもって議員の意見を集約して、この幹事会に臨んだ。あとは協議会でもって議論をして、討議をして、その行く末を見守りたいということでありますから、ここでどうしても議会で決定したんだから、私どもの意見が通らなければどうのこうのということではありません。ですから、今まで申された委員の方、持ち越して、もう一度検討し直したらどうだという意見に私も賛成であります。これは、どこまでたってもこの路線でいきますと、理論武装にはならない、討論にはならない、議会もしっかりした意見を持って住民に説得するだけの、理論武装するだけのものもないような気も今しているところがあります。基本的な合併のメリット、ただ歳費がどうのこうのという問題の前にですな、もうひとつやっぱり地域に戻して、地域の声もこの協議会の中に反映させたいかがかなというような思いをいたしておるところであります。

それから、先ほどの質問の中で、この特例を使った場合の歳費の状況、もしわかったらお知らせ願いたいと思います。ということは、一番の住民の問題は、お金の問題であります。失職をして30人になって4年の歳費と、それから132人でもって6カ月、7カ月在職した場合の歳費の内容は、どのようになっているか、先ほど質問ありましたけれども答弁ございませんので、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○柳田会長

はい、事務局からあとでお答えさせます。

矢島町さん、どうぞ。

○佐藤 實委員(矢島町)

矢島町の佐藤ですけれども、議会の立場ですので、ちょっと皆さんにお答えというんですか、お願いなんですけれども、この議員の対応については、それぞれ議員でない方が中心になっている

いろいろ意見述べられておりますけれども、一番この皆さんがネックにしているのが財政ということでございまして、合併と同時に首長は首切られるんだから議員も切りなさいという意見もありますし、それから、無駄金という言葉が使われた方もおるわけです。大変こうした一般町民なり市民の方が来ている中で、そういう発言というのは、はたして適当な言葉なのかなという、そうすると、この管内の赤字なり財政をひっ迫させているのは議員の責任なのかなということになっていくわけで、私はそういう感覚では、この合併の議論するときには困る発言になるのではないかなということで、やっぱり前向きにそうした方向づけをする言葉使いというものをきちんと支度していかかっていたかかないと、いかにもここに来ると議員というのは、まったくこれまで無駄使いして、合併後も半年続くとまだ無駄使いするのかという、そういう中身の解釈では私は大変失礼なものではないのかなということで、やはりその地域のために、法の下で私どもは位置づけなり活動なりしているわけですので、合併特例がどうのこうのというのではなくて、そうした法律をいかに運用するかというのも議員のこれは資格でございまして、その中に首長も8人いてもいいよっていう特例があれば、当然これは首長も8人残るかと思っています。でも、首長の8人というのはないわけですので、いかにもその特例が法律なりそうしたものが悪用だっというものの言い方ではなくて、やはりもう少し歩み寄った形での議論をしていただければなと思って、私まずこれに2回目ですので、初めてこうして勉強させてもらっているんで、あまり大きなことは言えないわけですが、もう少しこう何ていうんですか、皆さんが、町民の皆さんがここへ来ておられる方が聞いて、言葉使いに納得のいくような言葉使いでないと、無駄金っていう、無駄使いっていう言葉は、私は否定したいと思います。

以上です。

○柳田会長

はい、ありがとうございます。

○阿部副会長(東由利町)

今、10月31日という特例法を使っていくという原案に賛成をする立場で申し上げたいと思います。

まずは、地域というのは申し上げるまでもなく、間接民主制をとっているわけでありまして。選挙によって市長、町長というのは選ばれるわけでありまして、議会も住民代表として議員として存在するわけでありまして。先ほど佐藤さんから言われたわけでありまして、まずは今日もむだという言い方を申し上げるわけではありませんけれども、まずそこからですよ、議員の定数とか特例というのを議論される、これはこの場だけでなく、新聞とかテレビとかのほとんど多くは、特例法を使わなければいくら、つまりは税金がというような言い方をすることに、本当に私らも我々の存在とか議会の存在というのは地域にとって無駄なんだかというように、本当にそういうような思いをするわけでありまして。

まずは今、10月31日と提案をされているわけでありまして、副会長職の中でもいろいろ議論がありまして、先ほど由利町の方の阿部さんが、他の方がいいんじゃないかというような意見も言われたわけでありまして。

私は、この合併というのは、やはり激変をどうするのかというのを我々の責任で、首長職、また議会は議会で、今まで地域づくりに、評価はともかくとしても一生懸命携わったものの責任で、私はこの合併した2年間ぐらいは、責任をもってやるべきでないかなという思いをするわけでありまして。それは保身でも何でもなくて、役割だと思っています。

ただ、この間も我が町の合併の懇談会、35人委員会、我々5人が入ってないですから30人委員会の時に、今度の合併協議会では我が町でやるわけでありまして、そこで議員の任期、特例が出ますよと、あなた方何と思うといった時に、一般論として多いよというような言い方の中で、即時の方がいいというような言い方がたくさんありました。

でも、先ほど私が申し上げたようなことを申し上げましたけれども、あんた議員でないから言うんだべというように言いましたら、議員でない方が多いというように反論されまして笑ってしまいましたけれども、まずは冷静に合併した後、どういう引き継ぎをしながら、執行部からも、事務局からも激変緩和という言い方をしましたけれども、スムーズな形で、地域に責任をもって、我々が合併して良かったなど、やむを得なかったも含めて、良かったなというような役割でバトンタッチするのが町当局だし、議員だとすれば、私は首長職については特例法はないわけでありますから、特例あるなしにかかわらず我々としては8人もいて、邪魔になるわけでありますから、ひとつのものを決めるためには、邪魔という言い方でなくて、いろいろあるわけでありますから、当然、法でもないわけでありますから、そこで辞職して、当然な訳でありますけれども、少なくとも、我々と一緒になって、いつも賛成の議決をいただいたわけではなくて、議員と執行部とはいつも緊張感をもって、住民代表だというような思いの緊張感をもってやりあった結果、こういうような結果になるとすれば、少なくとも私は、議会には残ってもらって責任とってもらいたい。つまり合併して良かったか、合併してやっぱりだめだったんでないかというような言われ方を私は責任とってもらいたいと、私らの議会には申し上げているわけであります。

ですからここでは、費用がいくらかかるかというようなこともこれは大切な議論ではありますけれども、何として、合併したこと、いろんな不安な点が住民が一番不安になると思います。

今までの行政が住民と何ぼ疎遠になるのか、例えば大きくなるということはそういうことだけであります。本荘に行かねばならないのかと。

つまり、役場は本荘市に行くという思いの人が多く、我が町のみならずいる時にですよ、住民代表というのはいるので、住民代表というのとは地域審議会というふうな議論もこれから出るわけではありますけれども、一番いい、住民代表は議会だわけでありますので、議会はまず特例法では2年でありますけれども、2年は残るんだよというような言い方を私はしたいと思います。

ここで、まずは冷静に41人で決めればいいわけではありますけれども、議会の役割というのは何なんだか。税金がたくさんかかるというようなことでなくて、冷静に私は議論をしてもらいたいと思います。

まずは、それでも当然132人もいれば、歳費がかかることは当たり前でありますけれども、ここで静岡市の例とか清水市の例などについては、今の報酬を凍結して、それぞれの町村の財政の状況も含めた今の報酬になっている訳でありますから、その報酬を凍結して、残された特例法で出された10月31日と今申し上げているわけでありますけれども、そこまでそういう形でいければ、まずはそういう税金のというような言い方の議論についてはそれこそ緩和ができるんでないかなと思いをするとところであります。

なおかつ、特例法で今我々は合併するわけでありますから、特例法の法の精神というのはいろいろ難しいでしょうけれども、財政的には、まずは5年間は保証すると、特例法は別にしても。

そして、後の5年間はというようなことの意味を含めての特例でありますから、今、国全体が赤字だ、その財政がというような言い方がわかるにしても、地域をつくるというのは、これは長い時間が必要だわけでありますから、そういう長いという意味では、半年や7カ月というのは私は一瞬だと思います。

そこで、是非議会の皆さんは、保身というような言われ方でなく、自分たちの存在についてしっかりと町民にも、ここが決定すれば、私は町民にも自分の立場というものをきちんとすな、説明をしてもらえれば、私らの町民については理解ができるのでないか。何ぼ言ってもわからない人がいるわけでありますけれども、でも、役場として、みんな責任放棄とは言いませんけれども、新しい方がいいとか、無駄がいいとかという言い方で私は地域というものはつくりあげられないものだと思って、原案については是非、いつまで議論してもこれは、それぞれの思いがあるでしょうから、この次11月、12月になってもそれぞれの立場というのはあって議論するわけでありますから、できたら、この場で決めていくべきでないかなと思います。

原案を前に見た立場から、申し上げさせてもらいます。

○柳田会長

時間を4時半までと申しましたが、4時半を10分過ぎました。

それで今、両副会長からそれぞれ立派なご発言いただきましたし、各委員からもそれぞれの考え方をいただきました。また、町民から、これから意見も伺いたいというご発言もありましたし、また継続して審議をすべきだというご発言の方が多かったようです。従って本日このまま延長しても良い結論が見出せないと思いますので、継続審議にしたいと思いますが、いかがですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、今回は結論を得ることができませんでしたので、次回に継続審議といたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議ないようでありますので、協議第33号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は継続審議といたします。

これをもちまして、本日の協議事項はすべて終了しました。

この際、お諮りいたします。今協議会において協議されました案件について、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思えます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

以上をもちまして、協議を終了いたします。

次第の5、事務局から連絡事項があるそうですので。

○事務局

最後になりますが、次第の5、その他としまして事務局より2件報告、連絡事項がございます。

1点目は、委員の皆さんの席上に「新市まちづくり計画「基本構想」住民説明会日程表」というものを配付してありますが、前回確認いただきました新市まちづくり計画についての合併協議会主催の住民説明会を各市・町1回から3回行います。その日程を配付しておりますので、委員の皆様方はもよりの会場に参加下さいますようお願いいたします。

なお、住民の皆さんへのご案内は、各市・町よりお知らせすることとなっております。

次に、次回の第10回協議会の開催日は、委員の皆さん方には事前に日程の変更を連絡しておりましたが、11月30日、日曜日でございますが、午後1時30分より岩城町のコミュニティセンター「岩城会館」を会場に開催したいと思います。

なお、諸般の事情により日程の変更がある場合は、早めにご連絡いたします。

以上で、本日の協議会すべて終了いたします。長時間ありがとうございました。

○柳田会長

皆さんどうもありがとうございました。

午後 4時39分 閉 会